

第5回豊島区保健福祉審議会（R3.7.16 開催）における委員からの意見・質問一覧

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
資料 2	P2 2 成年後見制度の概要	成年後見人に対しては、監督人を選任する必要はないのか？利用者が判断能力が欠けているということであれば、後日問題がないように、監督人がいた方が利用しやすいのではないだろうか（権利擁護、デメリットが出ないように）。	計画（素案）のP2「2 成年後見制度の概要」の下表にあるとおり、成年後見人に対しても、後見監督人を選任することがあります。
	P19 第2節 施策の体系	「第三者の検証」は必要ないか。	<ul style="list-style-type: none"> 区では、家庭裁判所がご本人の生活状況等を踏まえ、ご本人の利益保護のために最も適切な成年後見人等を選任できるよう、外部の有識者を入れた成年後見人等の候補者を調整する会議体、「（仮称）豊島区成年後見人等候補者調整会議」を新たに設置いたします。 また、本計画の評価及び進行管理は、豊島区地域保健福祉計画の進捗管理とあわせて、豊島区保健福祉審議会にて行います。
	P20 ②協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> 下から2行目の「豊島区が…」を「豊島区は…」に変えた方が良いのではないか。 最終行の「構成される…」を「構成する…」に変えた方が良いのではないか。 当初の文章だとわかりづらいように受け止めたため、ご検討いただきたい。	ご指摘いただいたとおり、修正させていただきます。
	P24 施策 3 成年後見人等の養成・支援	一緒に暮らしていない親族にどうアプローチをかけるのか。 親族が豊島区在住ではない場合、どのようなサポート体制を構築しているのか。	対象者ご本人に関わっているケアマネジャーや地域包括支援センター等の関係機関がご本人から聞き取った、親族情報などを活用し、制度利用の必要性についてお伝えをしています。 東京都では、各自治体に「成年後見制度推進機関」が設置されております。また他県においても自治体の窓口や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどで成年後見制度に関して相談を受け付けています。ご親族がお住まいの地域で相談できるような適切な窓口をご案内したり、必要に応じて直接ご相談を受けたりするなどして対応しております。
資料 4		パブリックコメントの充実が重要だと思うが、豊島区で行われているパブリックコメントの受付数（平均など）はどのくらいなのか。	平成30年度： 19件 令和元年度： 13件 令和 2 年度： 16件
		パブリックコメントの受付数の向上を図るために、区報やHP以外の周知方法は検討されているのか。	関係団体等に積極的に周知し、幅広く意見を募ります。
資料 7	1（3） ひきこもり相談窓口の開設	相談窓口のハードルを下げる相談ツールができることは賛成。引きこもりの家庭がどれくらいあるかは把握されているのか。児童や生徒の場合は学校などから把握されるかもしれないが、そのような場合はアウトリーチで是非お願いしたい。成人の引きこもりの把握はされているのか。	厚生労働省がひきこもりの存在率について発表し、その式に豊島区人口を当てはめると約1,400世帯いるとの換算ができますが、具体的な調査による把握はしておりません。8月1日からひきこもり支援を強化しますが、年齢等の設定はしておらず、全年齢に対しアウトリーチ等の支援を実施することとしております。今後も引き続き、子ども、若者、成人、高齢者全年齢に対し、同等の支援を実施し、社会や人とつながることができるよう支援をまいります。
		ここで言われているアウトリーチは、窓口に来ることが困難な方への訪問支援と支援が必要な人を発見する形のどちらの意味か。	ひきこもり支援において想定するアウトリーチは「本人に支援を受けたい意思があるものの、窓口に来ることが困難な方への訪問支援」を想定しております。
		ここで言われているアウトリーチが、訪問支援のみの意味で使用されている場合、支援者が支援が必要な人を発見する形のアウトリーチは、今後実施されていく予定はあるか。また、すでに実施されている場合は、より強化されていく予定はあるか。	個人情報やプライバシー、個人の主権について尊重することが大前提であり、支援が必要な人を発見する形のアウトリーチについては、ひきこもり支援協議会等で専門家や地域団体、当事者から意見を伺いながら方向性を見出ししていきたいと考えております。